

施行日の内容

1. 20時間以上の実技訓練等、新たな指導及び監督内容の義務付け(ドライブレコーダー関連以外)

- 平成28年12月1日より、実車を用いた20時間以上の実技訓練、シートベルト着用の徹底、ASV装置に関する説明等を新たに指導及び監督の内容として義務づける。(下記のドライブレコーダーの記録を利用した指導及び監督は含まない。)

2. ドライブレコーダーの記録を利用した指導及び監督の導入

- 平成29年12月1日より、告示で定める一定の要件を満たすドライブレコーダーを装着している自動車の運転者に関しては、ドライブレコーダーの記録を利用した指導及び監督を義務づける。(合わせて、初任運転者等に対する実技訓練以外の指導及び監督の実施時間を6時間以上から10時間以上に延長する。)

3. ドライブレコーダーの装着及び記録義務

- ① 平成29年12月1日より、新車について、ドライブレコーダーの装着及び記録の保存を義務づける。
- ② 平成31年12月1日より、既販車についても①の内容を義務づける。
- ③ 平成29年12月1日において既に装着されているドライブレコーダーであって一定の要件を満たすものは、平成36年11月30日までの間、これを使用してもよい。

